

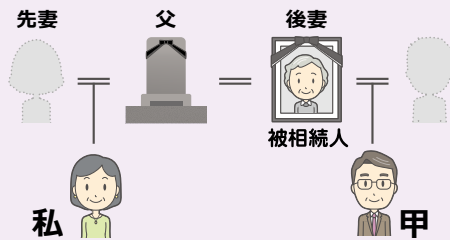


第57回 相続と遺贈



今年1月に母が亡くなりました。父と母はいずれも再婚同士で、母には先夫との間に子供(甲)がおり、私は母と血縁関係はありませんし、養子縁組もしていません。5年前に父が亡くなったとき遺言により母が父の遺産を全て相続し、納税も完了しています。

今回、母は全ての財産を私と甲に1/2ずつ与えるという遺言を残し、生命保険金2,000万円の受取人も私と甲の二人になっていました。この場合の税金はどうなるのでしょうか。



今月は相続税についてのご質問ですね。相続税は、亡くなった方の財産(亡くなった方から相続時精算課税の適用を受けて受贈した財産などを含みます。)の総額から債務と葬式費用を差し引いた額が相続税の基礎控除額を超える場合に課税される税金です。

亡くなった方の財産を引き継ぐ方法としては、「相続」と「遺贈」があります。

相続または遺贈により財産を取得した方が相続放棄や相続権喪失をしていない法定相続人(以下「相続人」といいます。)の場合と、それ以外の方(以下「受遺者」といいます。)の場合では、相続税の取り扱いに次のような差があります。

1. 死亡保険金の非課税

亡くなった方が保険料を負担していたその方の死亡保険金は、本来の相続財産ではありませんが、受け取

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

た方が相続人の場合には、相続人全員が受け取った死亡保険金の合計額から次の算式で計算した非課税限度額を差し引いた額が相続税の対象となります。

ただし、受け取った方が受遺者の場合には、この非課税規定の適用はなく、受遺者が受け取った死亡保険金全額が相続税の対象となります。

500万円 × 法定相続人数 = 非課税限度額

2. 死亡退職金の非課税

死亡退職した方等に支給されるべきであった退職手当金や功労金など(以下「退職手当金等」といいます。)で死亡後3年以内に支給が確定したものを受け取った方が相続人の場合には、相続人全員が受け取った退職手当金等の合計額から次の算式で計算した非課税限度額を差し引いた額が相続税の対象となります。

ただし、受け取った方が受遺者の場合には、この非課税規定の適用はなく、受遺者が受け取った退職手当金等全額が相続税の対象となります。

500万円 × 法定相続人数 = 非課税限度額

3. 障がい者控除

亡くなった方から財産を取得した方が相続人または相続放棄した法定相続人で、障がい者に該当する場合には、その方が85歳に達するまでの年数※1年につき10万円(特別障がい者に該当する場合は20万円)がその方の相続税の額から控除できます。

※1年未満の期間がある時は、切り上げて1年として計算します。

#### 4. 未成年者控除

亡くなった方から財産を取得した方が相続人または相続放棄をした法定相続人で、未成年者に該当する場合には、その方が18歳に達するまでの年数<sup>※</sup>1年につき10万円がその方の相続税の額から控除できます。

<sup>※</sup>1年未満の期間がある時は、切り上げて1年として計算します。

#### 5. 相次相続控除

今回の相続開始前10年以内の相続等（以下「前回の相続」といいます。）で相続税が課されていた方から今回の相続で財産を取得した方が相続人の場合には、今回の相続に係る相続税額から前回の相続に係る相続税額の一部を控除することができます。

ただし、取得した方が受遺者の場合には、この規定の適用はありません。

#### 6. 債務及び葬式費用

亡くなった方の債務（亡くなったときにあった確実なもの）や葬式・埋葬等の費用で一定のものを負担した方が相続人または包括受遺者<sup>※</sup>の場合には、その額を遺産総額から控除して相続税の計算をします。

また、相続放棄や相続権の喪失をした方が実際に葬式費用を負担した場合には、遺贈された財産の価額から控除しても差支えないとされています。

<sup>※</sup>包括受遺者とは、「財産の三分の一を遺贈する」など財産を特定せず、割合を指定され遺贈を受けた方をいいます。

#### 7. 相続税の2割加算

相続や遺贈等で財産を取得した方が、亡くなった方の一親等の血族（代襲相続人となった孫を含みます。）と配偶者以外の方である場合には、その方の相続税の額にその2割相当額を加算した額が納付すべき税額となります。

#### ご質問の場合

ご質問の場合、甲さんはお母様の子で一親等の血族であり法定相続人となります。あなたはお母様と血縁関係がなく養子縁組もされていなかったため、お母様の法定相続人にはなりません。遺言によりお母様の全遺産の1/2を遺贈されたということなので、包括受遺者となります。

あなたと甲さんの相続税は次のようになります。

#### 1. 基礎控除

法定相続人は甲さん1人ですので、基礎控除額は3,600万円となります。

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人} = 3,600 \text{ 万円}$$

#### 2. 生命保険金

法定相続人は甲さんだけなので甲さんが受け取った死亡保険金のうち500万円までが非課税となります。あなたと甲さんの遺産総額に加算される生命保険金の額は次のとおりです。

$$\begin{array}{l} \text{あなた} \quad 1,000 \text{ 万円} \\ \text{甲さん} \quad 1,000 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円} \end{array}$$

#### 3. 債務・葬式費用

あなたは包括受遺者に、甲さんは法定相続人に該当しますので、お母様が亡くなったときにあった確実な債務と葬式等の費用で一定のものうち、お二人が負担した額は、それぞれが取得した遺産総額から控除できます。

#### 4. 相次相続控除

お母様は5年前にお父様から財産を相続されていますので、次の算式で計算した額を甲さんの相続税額から控除することができます。

あなたは相続人ではないのでこの規定の適用はありません。

$$A \times \left( \frac{C}{B-A} \right)^{\ast} \times \left( \frac{D}{B-A} \right) \times \left( \frac{10-E}{10} \right) = \text{甲さんの相次相続控除額}$$

<sup>※</sup>100/100を超えるときは100/100とします。

- A：お母様がお父様の相続でかかった相続税額
- B：お母様がお父様の相続で取得した純資産価額
- C：お母様から取得したあなたと甲さんの純資産価額の合計額
- D：お母様から取得した甲さんの純資産価額
- E：お父様の相続からお母様の相続までの年数（5年）

#### 5. 相続税の2割加算

甲さんは一親等の血族ですので2割加算の対象となりませんが、あなたは相続人ではないので2割加算の対象となり、算出された相続税額の2割相当額を加算した額が納付すべき税額となります。